

■ シンポジウム ■

「すべての子どもが日本の子どもとして
大切に守られるために」

■ シンポジウム司会 紹介

北川 聡子（きたがわ さとこ）

社会福祉法人麦の子会 総合施設長

【最終学歴】

昭和 58 年 3 月 北星学園大学文学部社会福祉学科卒業
平成 17 年 9 月 アライアント国際大学・カリフォルニア臨床心理大学院 日本校

【職歴】

昭和 58 年 4 月 麦の子学園(現 社会福祉法人麦の子会) 開設
昭和 61 年 4 月 札幌市山の手養護学校つぼみ小学校分校 勤務
平成 元年 4 月 麦の子学園(現 むぎのこ児童発達支援センター) 勤務
平成 8 年 4 月 社会福祉法人麦の子会 知的障害児通園施設むぎのこ
(現 むぎのこ児童発達支援センター) 施設長 就任
平成 16 年 4 月 社会福祉法人麦の子会総合施設長 就任
平成 24 年 4 月 むぎのこ児童発達支援センター長(管理者) 就任
現在に至る

【現在の委員・役員等】

- ・財団法人日本知的障害福祉協会 児童発達支援部会 部会長
- ・全国児童発達支援協議会 副会長
- ・日本ファミリーホーム協議会 副会長
- ・社会的擁護における「育ち」「育て」を考える研究会(国立武蔵野学院) 委員
- ・札幌市自立支援協議会 子ども部会部会長
- ・北海道社会福祉審議会 審議会委員
- ・北海道教育大学大学院 非常勤講師
- ・ボーイズタウン コモンセンスペアレンティング幼児版・学齢期思春期Ⅲプログラム管理者

■ シンポジスト紹介

古渡 一秀 (ふると かずひで)

学校法人まゆみ学園理事長 認定こども園 まゆみ園長

経歴

- 昭和34年12月19日生まれ・福島県二本松市出身
- 昭和57年 仙台大学 卒業
- 昭和58年 大谷専修学院 卒業
- 平成11年 まゆみ幼稚園長に就任(現在)
- 平成12年 二本松市児童育成計画策定委員
- 平成16年 二本松市次世代育成地域行動計画策定委員 会長
- 平成20年 全国認定こども園協会 副代表理事 就任
- 平成21年 特定非営利活動法人全国認定こども園協会 副代表理事就任
- 平成22年 (国) 子ども・子育て新システム
幼保一体 WT 構成員 基本制度 WT オブザーバー
- 平成25年 学校法人まゆみ学園理事長 就任
(国) 子ども子育て会議委員
(県) 子ども・子育て会議委員・認定こども園部会委員
(市) 子ども・子育て会議委員委員長
- 平成27年 福島県認定こども園協会会長 就任
(市) 二本松市振興計画審議委員

「地域みんなで子育て」を応援する! 学校法人まゆみ学園



<http://www.mayumi.ac.jp>



「小さな拠点施設 幼保連携型認定こども園」

進化する認定こども園の機能とは

特定非営利活動法人全国認定こども園協会
副代表理事・まゆみ学園理事長 古 渡 一 秀

平成18年10月

認定こども園制度の 制度の目的

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)で定める「認定こども園」の制度は、次のとおりである。

差や違いが起きる

(1) 法の目的

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様化しているため、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的として、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じる。

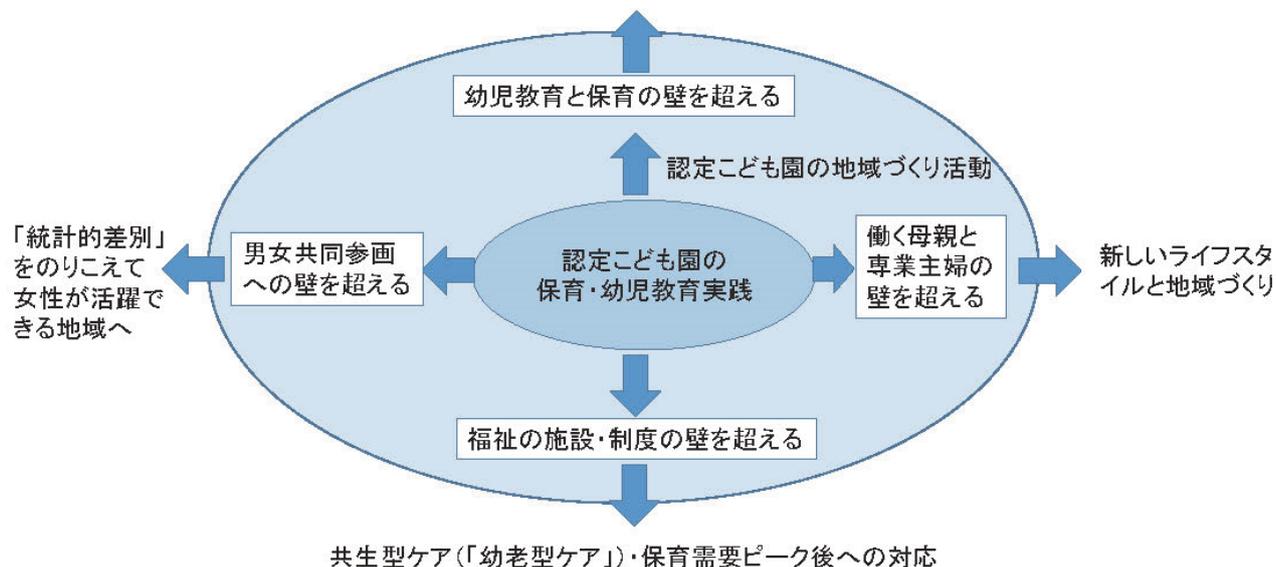
差や違いを認める

(2) 「認定こども園」とは

子どもへの教育及び保育を一体的に提供し、合わせて地域で必要とする子育て支援事業を実施する施設であって、法第3条第2項及び第4項に掲げる基準に従い、「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」を参酌して、都道府県の条例(規則等を含む。)で定める認定の要件に適合する施設。

16 認定こども園のミッション 4つの壁を超えて

就学前教育による社会的投資・貧困の連鎖防止



出所: 全国認定こども園協会次世代リーダー育成研修会
資料: 中央大学 宮本太郎 氏

市町村行政



地方分権における認定こども園と町づくりの協働について

町づくりとしての施設

幼児教育・児童福祉としての施設



町

福祉施設の壁を越え
共用・共有

認定こども園 教育・保育の実践保育現場

差や違いが起きる

差や違いを認める

地域における創意工夫を生かしつつ

住民

相談システム

子ども

母子保健施策
子ども子育て支援施策
社会的養護
障害児支援施策

幼児教育機能 保育・養護機能

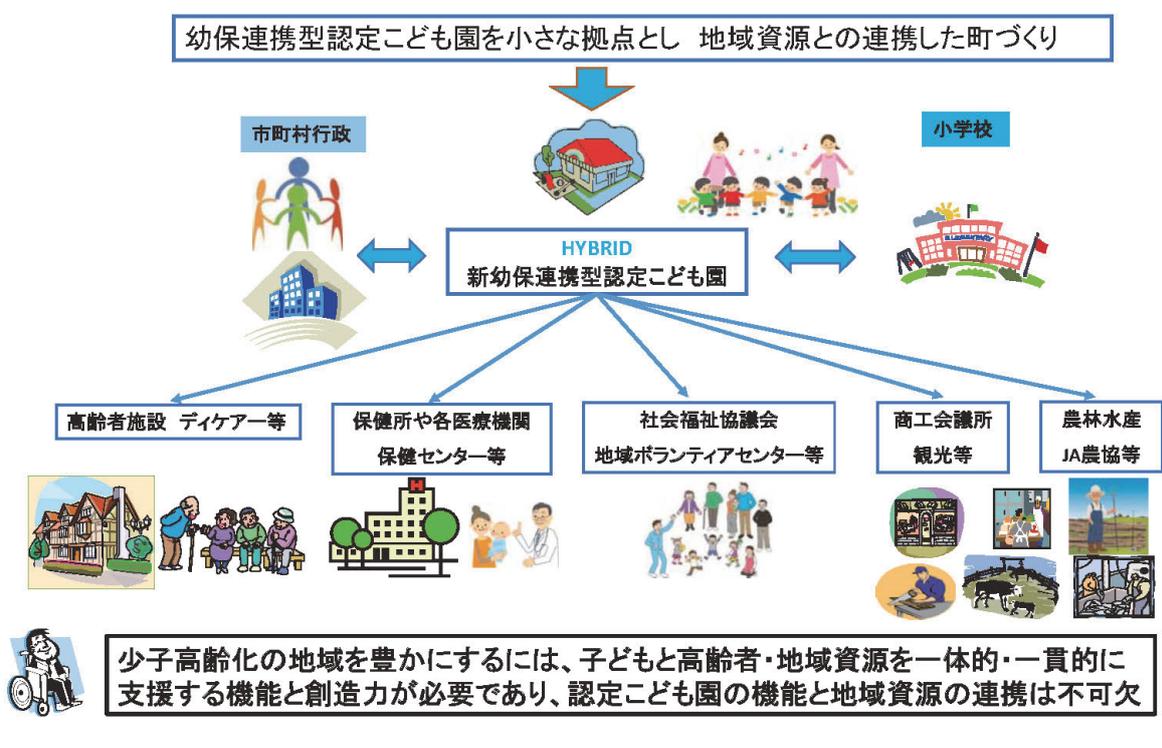
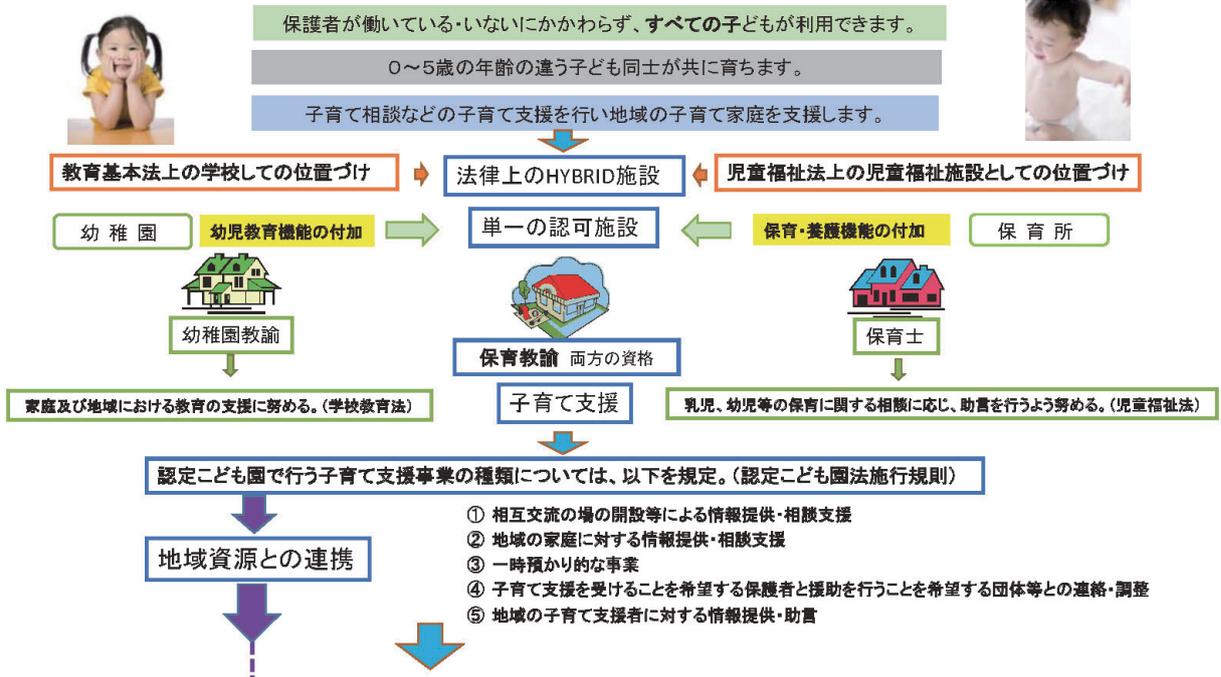
子育て支援機能

- ① 相互支援の場の開設等による情報提供・相談支援
- ② 地域の家庭に対する情報提供・相談支援
- ③ 一時預かり的な事業
- ④ 子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整
- ⑤ 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言

高齢者支援施策 子育て世代包括支援 地域共生社会 共生型ケア

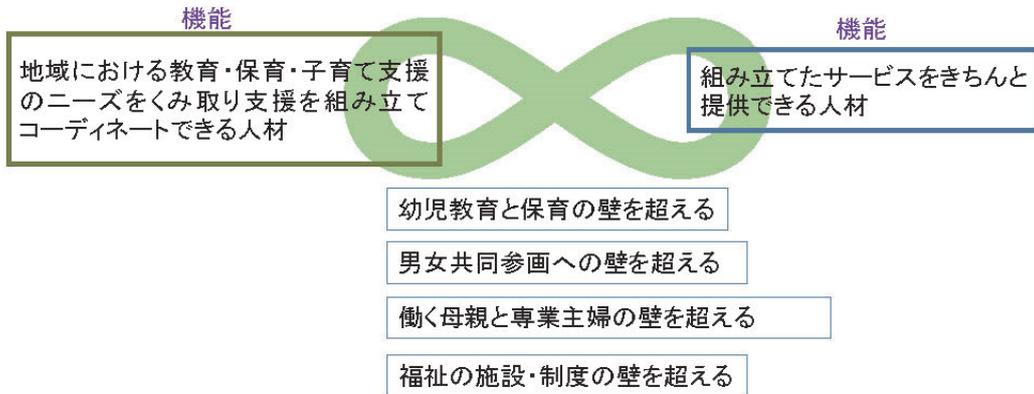
小さな拠点 プラットフォームとしての幼保連携型認定こども園

改正認定こども園法 HYBRID新幼保連携型認定こども園の誕生





認定こども園の教育・保育・子育て支援の実践とは



※ 4つの壁を超えるミッションは、幼保の垣根を越えて誕生した認定こども園が「認定こども園の教育・保育・子育て支援の実践を通し「全ての子どもの最善の利益」そして日本の未来(地域の未来)のために向かう羅針盤であり。各認定こども園施設が各子ども施設等・行政・地域のあらゆる人材と連携し進化していくミッションが小さな拠点 幼保連携型認定こども園の姿

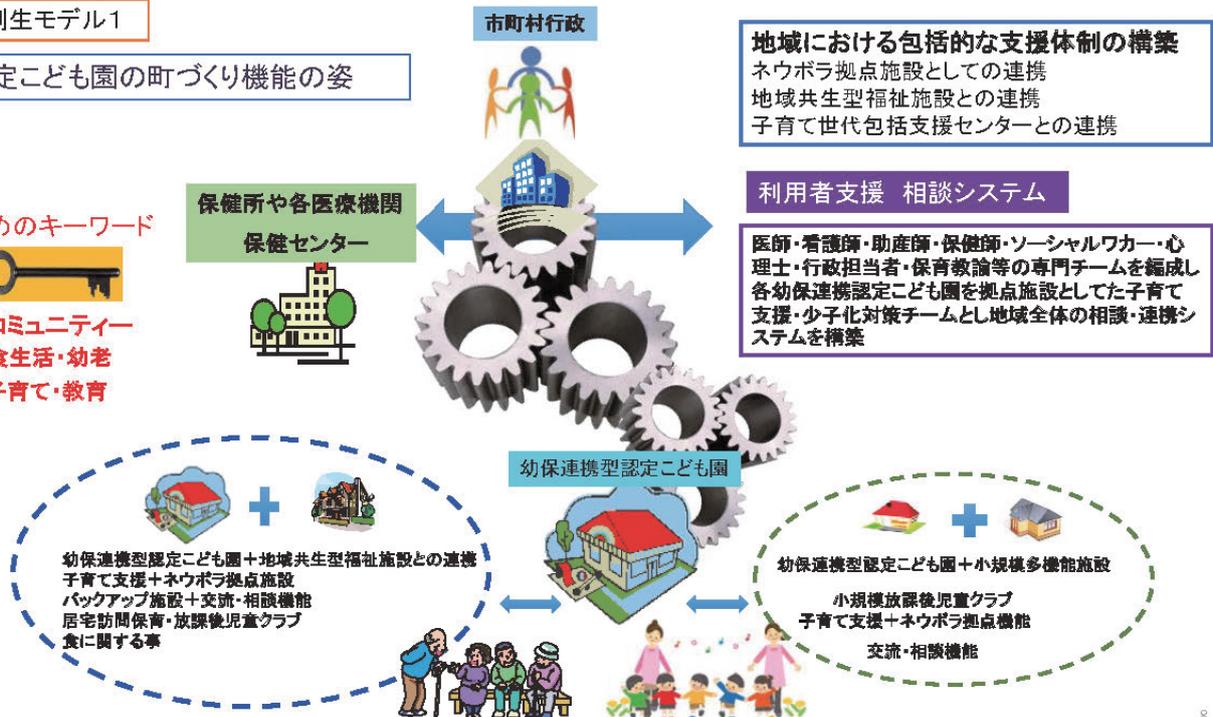
子創生モデル1

認定こども園の町づくり機能の姿

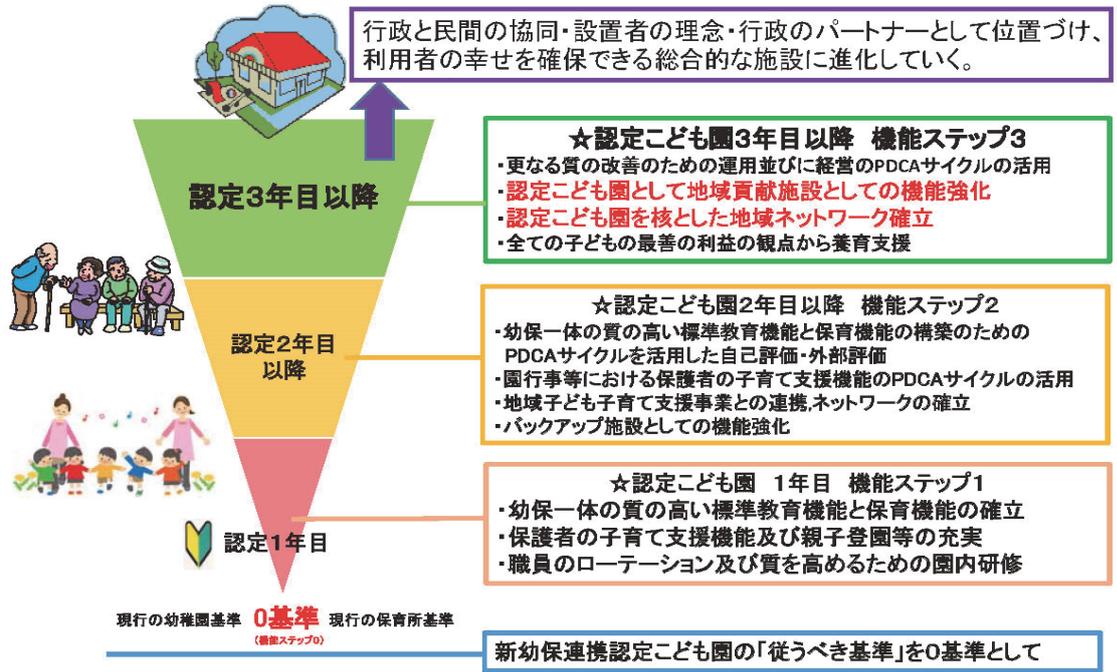
初めのキーワード



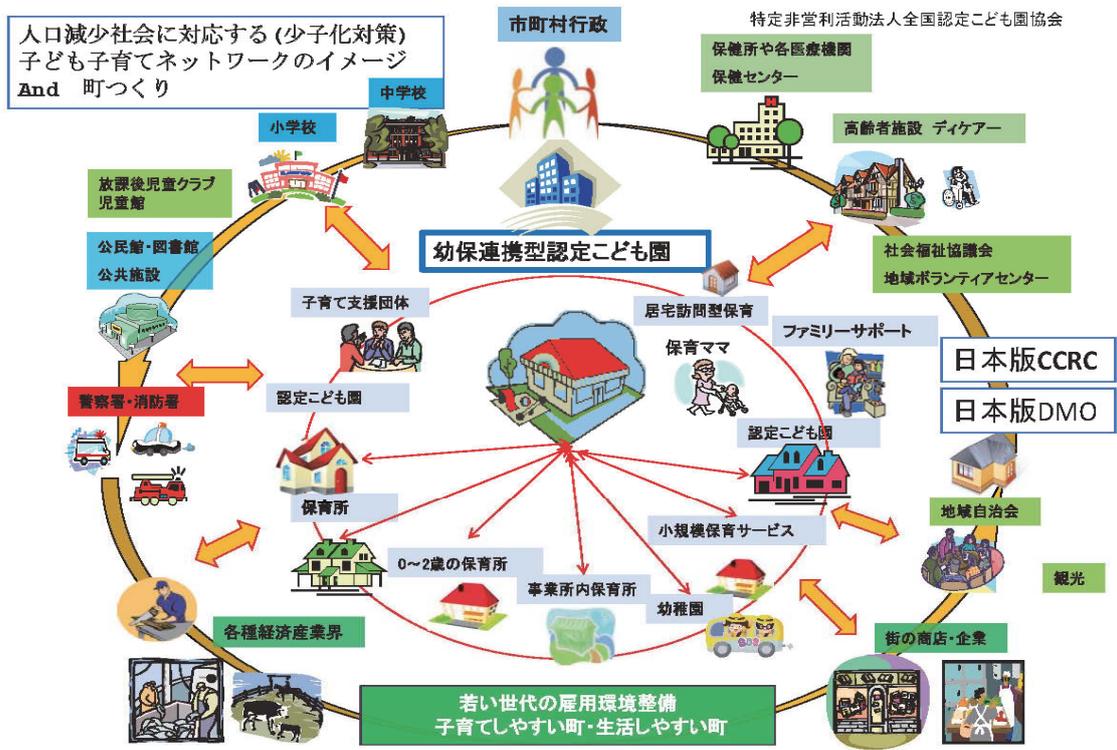
コミュニティ
食生活・幼老
子育て・教育



※ 地方創生等のプラットフォーム 地域の拠点となる認定子ども園を成熟させるステップ



9



10

■ シンポジスト紹介

藤野 興一（ふじの こういち）

社会福祉法人 鳥取こども学園 常務理事・園長

経歴

昭和16年、鳥取県生まれ。同志社大学卒業。学生運動、労働運動を経て、1976年、鳥取こども学園の児童指導員となる。1994年、情緒障害児短期治療施設「鳥取こども学園希望館」の開設に関わる。現在、社会福祉法人鳥取こども学園常務理事・園長。

鳥取こども学園

前身は、鳥取孤児院・育児院（1906年創設）。1949年、財団法人「鳥取こども学園」に名称改称。1952年、社会福祉法人へ組織変更。ゆったりとした敷地内に、児童養護施設、乳児院、保育所、情短施設、診療所、養育研究所などを開設、その他、自立援助ホーム、若者サポートステーション、作業所など幅広く児童・青年のための福祉施設を運営。

新たな社会的養育の在り方に関する検討会(奥山真紀子座長)へ
以下の提案文書を提出します。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会
会長 藤野 興一

(1) 改正児童福祉法の成立を受けて

全国児童養護施設協議会(以下、全養協)では、「社会的養護の課題と将来像」(以下、課題と将来像)は、現場実践とのすり合わせの上に、常に改善されねばならないものにとらえつつ、その実現に向けて活動してきました。

平成27年度を初年度として、3期15年かけて「課題と将来像」の実現を図る施設と都道府県による「推進計画」が既に動き出しています。

また、このたび改正児童福祉法(以下、改正法)に子どもの権利条約に言う「子どもの権利」「子どもの最善の利益」が明記されたことを受け、「課題と将来像」は、「子どもの権利を柱に据えた養育」の観点で再構成し、その実現を図りたいと思います。

この立場から、この度厚生労働省に設置された4つの検討会・ワーキンググループに対して、**全国児童養護施設協議会の提案・意見を申し述べます。**

① **改正法第一条、第二条**において、子どもの権利条約でいう「子どもの権利」、「最善の利益」等が規定された意義は大きい。私たちは先頭に立って、子どもの権利条約の普及と実現に努めたいと思います。

② **第三条**には、「**の二**」を加え、「家庭・実親による養育」が第一、「家庭における養育環境と同様の養育環境」による養育が第二、「できる限り良好な家庭的環境」による養育が第三、第四に「施設養育」と優先順位を規定しています。これは、国連の「児童の代替的養護に関する指針」(2009年12月国連総会決議)に則ったものです。

③ **国連の「児童の代替的養護に関する指針」(2009年12月国連総会決議)**では、family-based care(家庭養育)として 1. kinship care(親族養育)、 2. Foster care(里親養育)、 3. Other forms of family-based care(その他の形態の家庭的養育)としています。ファミリーホームはこれに当たります。4. Residential-care(施設養育)に関しては、大規模な施設は廃止して可能な限り家庭や少人数の家庭環境に近い「家庭的養育 family-like care」にしていくことを求めています。

④ **「日本型社会的養護」の構築を目指す**

(1) 「**日本型社会的養護**」とは、日本の社会的養護が、イギリス、アメリカ、オーストラリア、EU諸国のように施設を廃止して里親へ移行するのではなく、日本独特の措置制度(都道府県・政令指定都市が措置権を持ち、国及び都道府県・政令指定都市が費用負担義務を負う)の下で、4～6人の小規模ケア(生活単位の小さい小舎制施設等)・個別ケアの拡充・強化を図りつつ、施設と里親が連携し、施設の専門性を生かして日本独特の社会的養護を目指すこととして、私がオリジナルに命名したものです。

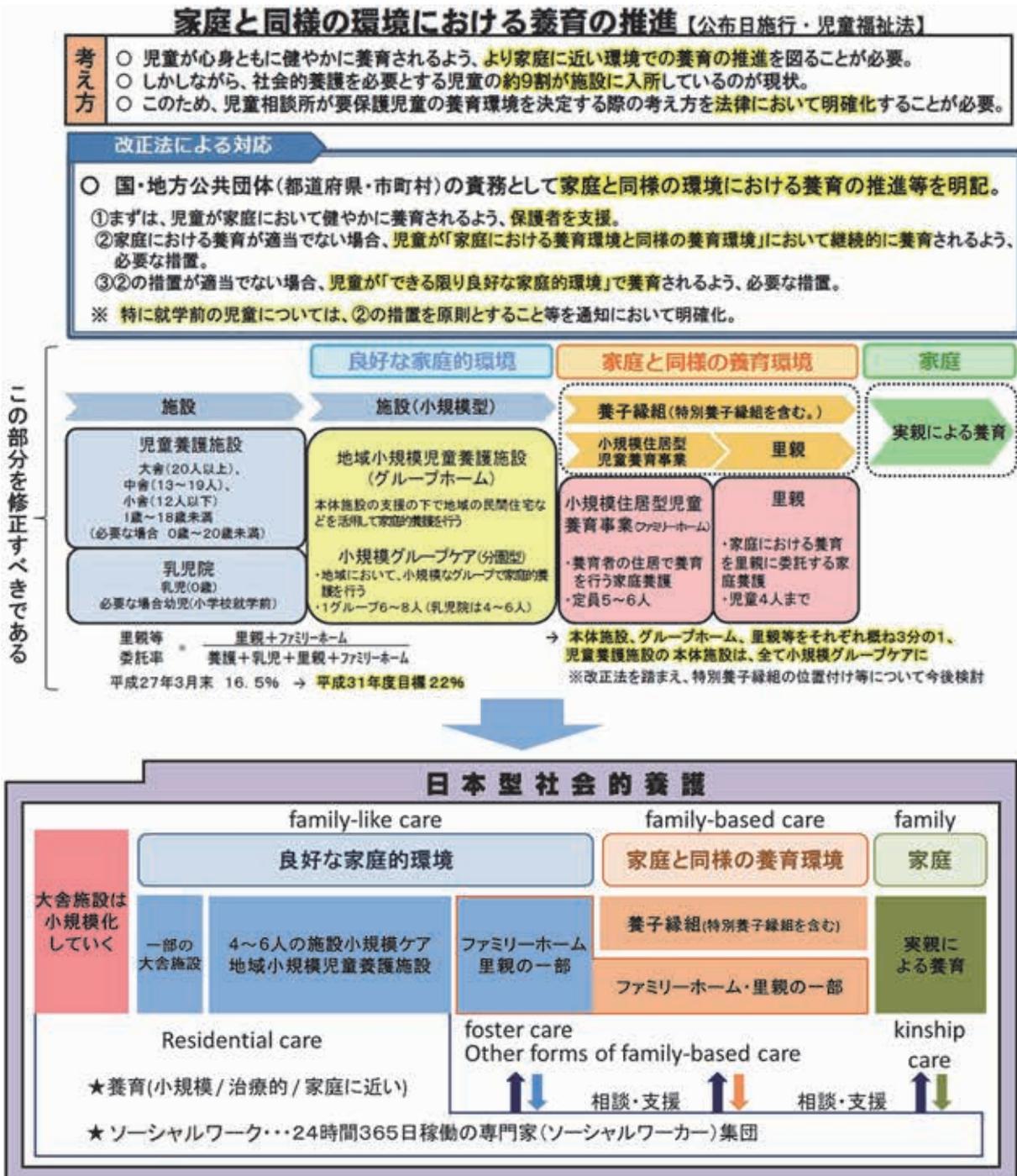
(2) 「家族」は「ファミリー」family。「家庭」は「ホーム」homeです。元々家族が生活する場を家庭と言ってきたのですが、「家族」でなくても「家庭」はつくれます。「家庭」の機能として「育児・介護」、「経済的扶養」、「emotional care」、等があげられます。「家族=家庭」の時代もありましたが、家族が家庭を作らなくなり、「家族」を崩壊させ「家庭」を機能不全にさせている今、社会的養護の「ホーム」が「家庭」のモデルに成り得ると思うのです。

(3) Residential-care(施設養護)に関しては、大規模な施設(生活単位が大きい大舎制施設)は廃止して可能な限り家庭や少人数の家庭環境に近い「家庭的養育 family-like care」にして、あ

ずかって育てるばかりでなく、治療的養育や地域児童・家庭福祉の拠点としての社会的養護体制を構築する必要があります。

- (4) 親やファミリーホームへ子どもを取られて施設は縮小されるという心配する向きもありますが、ショートステイ・トワイライトステイを含む一時保護所、里親支援機関などを備えた児童家庭支援センターなどの活動を展開すれば、Residential-care(施設養護)はまだ増えこそすれ減ることはないと思います。

- イギリス、アメリカなどの子ども人口に占める施設・里親への入所率と比べて、日本は圧倒的に少ない。(1万人あたりオーストラリア49人、イギリス55人、アメリカ66人、フランス102人、日本17人)イギリス東アングリア大学のジューン・ソンプ氏の講演から。



○厚生労働省雇用均等・児童家庭局平成27年1月発行

児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）

- ・家族との交流無し 里親 72% 養護18%
- ・今後の見通し 里親継続68% 養護で継続55%

重篤化した児童を預かる施設でありながら、親子関係修復に向け積極的に展開し、H27厚労省社会福祉施設等調査でも、児童養護施設退所児童の約55%は家庭復帰している。

(2) 新たな社会的養育の在り方に関する検討会への意見・提案(平成28年9月16日)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会

会長 藤野 興一

(1)前提として「課題と将来像」で示した方向性は原則的に踏襲し、具体的改善策を考えたい

- わが国における子どもの養育に、現場は危機的臨場感をもっている。子ども家庭福祉全体を俯瞰する視点と、制度再編の必要性を認識しており、私たち現場からも、社会的養育のあり方の検討に、さまざまな提案を行ってきたい。
- 例えば、私たち児童養護施設は、地域分散化だけでなく、施設内支援をユニットケアや小規模グループケアに移行してきている。つまり「課題と将来像」に基づき、児童養護施設は家庭的養護へと着実にシフトしてきており、こうした施設の地域分散化も含めた養育のあり方を、これからも追求していきたい。

【実現のために必要なこと】

○改正法を受けた養育推進の分類では、「できる限り良好な家庭環境」は、「地域小規模児童養護施設」と「小規模グループケア(分園型)」とされ、私たちがすすめるユニットケアや小規模グループケアが、「できる限り良好な家庭環境」の分類から外されているが、施設における6~8名の小規模グループケアは、「できる限り良好な家庭環境」として十分機能しており、必ずしも「(分園型)」と限定する必要はないと考えている。また、施設ではファミリーソーシャルワーカーが中心となって、家庭復帰・復帰後のケアを担い、改正法にある「子どもは家庭で」との考え方を大切にし、実施している。

一方、ファミリーホームおよび里親は「家庭における養育環境と同様の養育環境」と整理されている。さまざまなファミリーホーム、里親の実態があるなかで、残念ながら、家庭の養育環境と同様とはいきれないケースがあることも、否めない。

支援の実態を見てほしい。そして、「家庭における養育環境と同様の養育環境」「できる限り良好な家庭環境」の明確な定義や条件、そして社会的養育環境がめざす先を、ともに考えたい。

○児童養護施設の地域分散化を一層推進するためには、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の拡大や、チーム責任者を配置するなど、きめ細かな施策の充実も欠かせない。

○社会的養護の理念と機能と役割を明確化し、社会的養護分野における共通の方向性を示し、各分野の将来像を明らかにした「課題と将来像」は、評価できるものである。「課題と将来像」を実現するため、全国の施設と都道府県はともに推進計画を策定し、現場では様々な取り組みが始まっている。今後の議論がこうした事実を踏まえ進められるよう願っている。

○「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」では、施設類型の見直し等を含む社会的養護体系の在り方について検討するとされているが、よりよい制度とするためにも、検討にあたっては現場との意思疎通を十分にはかかってほしい。

(2)一時保護機能の充実・活用の推進をめざす

○新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会(以下専門委員会)報告は、一時保護の委託先を里親家庭や小規模化された施設へ転換することが望ましいと提案している。一時保護の対象となる子どものニーズ・状態像はさまざまであり、その受け皿を多様化することは望ましい。一方、重篤・複雑な問題を抱えた子どもも少なくなく、児童養護施設、乳児院等の施設は、一時保護委託先として重要な役割を今後も担い続ける気概と専門性をもっている。

○児童相談所からの委託措置である一時保護は、現状では「親子分離のための一時保護」と化している感がある。しかし私たちは、一時保護を、市町村が行うショートステイ、トワイライトステイも含め、レスパイト要素を強くした「疲れた時に気軽に利用できるもの」として、よりハードルを下げた仕組みに転換すべきだと考えており、積極的にこれらの役割を担うつもりである。

こうした一時保護ができる施設は、親子関係の調整を含むアセスメントの場となり、新たな、地域家庭支援の重要な社会的資源となり得る。このことは、「個別対応」「教育権の保障」も含めた改善策となることはもちろんであり、この専門性を地域社会のなかで活かしていくことが重要だと考える。

【実現のために必要なこと】

○施設が一時保護を担うにあたり重要なのは、子どもに安心感と安全感を提供できる環境を有し、その機能を十分に発揮することである。そのためには、子どもの年齢等を勘案しつつ、個室対応や職員の個別対応を可能とする様な独自の人的体制、独自の施設整備が必須である。

○既に「雇児発0905第2号児童家庭局長通知 児童養護施設等における一時保護児童の受け入れ体制整備について」におい

て、平成 28 年 4 月 1 日から一定の整備が図られているが、市町村事業であるショートステイ、トワイライトステイ事業と一体的な対応が可能となるような仕組みを考えるべきである。

(3)進学支援制度の拡充と、一貫した支援体制の構築をめざす

- 社会的養護の対象となった子どもたちの自立は、専門委員会報告でも指摘されているように、支援の必要性の有無という視点に立てば、一律に 18 歳で打ち切ることはいえない。
私たちには、子どもたちのインケアからリビングケア、アフターケアまでを、一貫して、かつ安定的に支援する用意がある。また実際に、取り組んでいいる。
- なかでも子どもたちの社会的自立、経済的自立にとって、大学等への進学は大きな機会を生む重要なものである。同時に、進学以外の将来を選択する子どもたち、高校を中途退学する子どもたちにも充実したアフターケアができるよう、施設一丸となって臨みたいと考えている。
- そこで、社会的養護自立支援事業の計画がだされ、施設退所後にも十分な支援が可能となる。様々な状態の子どもに対して、幅広い対応策が必要で、全てが網羅できる事業を望んでいる。

【実現のために必要なこと】

- 以上を実現するためには、児童福祉法の保護対象年齢を 20 歳まで引き上げるとともに、最低 22 歳までの措置延長を可能とすることが望ましい。
- また、大学等進学者に対し、給付型支援たる進学助成費や特別育成費を新設するなど、子どもたちの進学を支援する方を、ともに考えたい。
加えて、高校の中途退学児等の自立支援は、高卒者への支援にも増して重要であると考えているため、国としても施策を講じてほしいと考える。
- 子どもたちのインケアからリビングケア、アフターケアまでを、一貫して且つ安定的に支援するため、自立支援担当職員を早急に配置することも、検討課題としてあげたいと考えている。
- なお、自立援助ホームの対象年齢拡大を踏まえ、その機能を最大限に活用するため、自立援助ホームの職員体制や支援体制、措置費の充実等は再検討し、児童養護施設とさらに連携が図れるよう改善を図っていかかか。
- 社会的養護自立支援事業の計画策定には、別のワーキンググループも必要ではないかとの意見もみられるが、様々な子どもへの対応が可能となるように、現場となる施設の関係者を委員として選出願いたい。

(4)社会的養護の人材確保、育成、定着は最重要な課題

- 子どもの権利をまもり、その最善の利益を保障していくためにも、それを担う人材の確保・育成・定着は極めて重要な課題である。とりわけ人員・人材の確保は喫緊の課題である。
- 全養協はこれまで、各種調査や研修会、パンフレットの作成などを通じて、現場の人材確保に資するべく活動に取り組んできた。また、体系だった研修による人材育成を図るため、職員の研修体系の整備や様々な職員研修等に取り組んできた。
- すべての施設現場において、質の高い養育が提供されるよう、今後もこうした活動に積極的に取り組んでいく考えである。

【実現のために必要なこと】

- 児童養護施設では、人材の確保が困難な状況にあり、養育の質の確保・継続性の確保等の点からも、早急に取り組みを推進したい。現在、保育所保育士や、高齢者介護などさまざまな分野において、人材確保に関する施策の充実が図られているが、社会的養護分野においても、固有の施策が必要である。
- 専門委員会報告にも指摘があるように、子どもの多様で複雑なニーズに応えるためにも、施設においては職員配置の充実や、給与・労働条件の向上を着実に進める施策を求めたい。
- また、人材育成対策として、新たな研修システムの確立をはかるべきである。専門委員会報告でも強調されているように、今日の複雑な課題をもつ子どもと家庭への支援は、児童相談所、市町村、児童福祉施設、児童家庭支援センター、里親等が密接に連携した支援システムが十分に機能することが重要である。その一端を担う施設職員の育成は、必須の課題である。
- 保育士の養成にあたっては、保育分野と社会的養護分野両者の養成校と施設現場とが一緒のテーブルで、養成カリキュラムや資格問題等協議する必要がある。
- 「課題と将来像」の実現に向けた職員養成が必要である。一般的な施設実習ではなく、「小舎制」「グループホーム」に特化した実習の強化が必要なのである。養成カリキュラムも「児童虐待」や「発達障害」への対応や、食生活やホームヘルプ等養育についてのカリキュラムを付加すべきではないか。
- 今でも全国の「小規模グループケア」や「地域小規模児童養護施設」の実施施設では、多くの施設見学や実習、現任研修を受入れているが、こうした実践現場での実習は極めて有効である。受入施設へ担当者やコーディネーターを配置し、こうした取り組みを積極的に後押ししていただきたい。
- この度設置された「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」では、主に児童相談所や行政職員の専門性向上を図るための検討が行われることとなっているが、急増する児童虐待等への対応をはかるために、これは喫緊の課題であり、大きな期待をもって注視している。あわせて、子どもたちの包括的な支援という点に立てば、私たち施設関係職員等の専門性向上も同様に重要な課題であり、ぜひ検討課題として加えていただきたい。

(5)児童家庭支援センターを活用し、子ども・家庭への支援の拡充をめざす

- 現在、児童家庭支援センターは全国で 112 か所整備されている。

地域支援拠点の今後の整備を考えるうえで、すでに設置され、現に、虐待予防や親子関係再構築支援等の専門的な実践を行いつつ、ショートステイの利用調整など、实际的に施設と地域をつなぐ役割を担い、地域の子ども・家庭支援の課題に取り組んでいる児童家庭支援センターを活用しない手はない。私たちは、児童家庭支援センターを活用し、これまで施設が蓄積してきたさまざまなノウハウを、より一層、子ども・家庭支援に十二分に活かすことをめざす。

【実現のために必要なこと】

- 専門委員会報告および改正法では、子ども・家庭への支援は、生活に身近な場所で行われる必要があるとされ、そのために基礎自治体は支援拠点の整備に努めることとされた。しかし、「児童家庭支援センター」の十分な活用策は検討されず、また示されていない。
- 児童家庭支援センターが機能を多いに生かすためにも、機能の強化は急務だと考えている。
- 児童家庭支援センターの機能を十分に活用するためには、国が示している設置目標数の実現や、経験豊かなケースワーカー等専門的人材による支援が必要であり、予算面も含めた措置が必要である。
- 設置に当たっては、国も1児相1児家センの方針があり、自治体によっては方針に則っている所もある。しかし、相談件数・虐待通告のニーズでは、必要度の大きさが市町村によって大きく異なる。児相は全県下を網羅すべく位置するものであり、児家センは必要度によって位置するようにも柔軟的な設置を発信していただきたい。

(6) 里親支援施策の拡充をめざす

- 社会的養護を必要とする子どもたちに、家庭養護を優先的に保障していくためには、里親の存在は欠かせない。今日の子どものさまざまなニーズや複雑な状態像を踏まえた養育を、里親に担っていただくために、私たち施設は、専門性を活かした里親支援に今以上の力を注ぐ用意がある。
- 例えば、里親支援専門相談員が乳児院と児童養護施設にすでに配置され、里親支援機関事業を受託している施設もある。里親サロンやレスパイト事業を引き受けている施設もある。
- 施設には、さまざまな知識と経験、ノウハウに基づく専門性が蓄積されている。
- 私たち施設は、これらを活用して、各地域で里親と協働し、社会的養護を必要とする子どもたちや家族を支援するシステムづくりを推進する役割を強化する。

【実現のために必要なこと】

- 「課題と将来像」では、施設と里親の連携、施設による里親支援及び地域子育て・家庭支援等の役割、地域児童福祉の拠点としての施設展開等を掲げている。私たちは、長い歴史を経て今日に至るまで、一貫して社会的養護を担い、地域の児童家庭支援・社会的養護実践における多くのノウハウを蓄積してきたものを、里親開拓、支援、育成に活かしたい。
- 里親支援システムの整備と機能化、施設と里親の相互理解や里親に対する研修機会の整備などが、さらに必要だと考える。従来児童相談所が担っていた里親支援事業は「措置」の部分を残して全て民間に、特に児童養護施設、児童家庭支援センター等に移行すべきである。
- 養子縁組の推進にあたっては、施設の家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員、児童養護施設、児童家庭支援センター等での里親支援機関事業に活用することは有効である。

(3) 全養協小規模化推進特別委員会からの提案(註3)

喫緊の課題である「小規模化」を更に推進するため、本委員会が実施した「小規模に関する調査」の結果も踏まえ、次の提言をする。

- 提言1 被虐待児加算の期間は3年に延長を
- 提言2 障害児加算の創設を
- 提言3 暫定定員の開差を20%まで認めること。また、小規模化への助成拡充と制限撤廃を
- 提言4 児家センの経費の措置費化を
- 提言5 一時保護・ショートステイの拡充・改善を
- 提言6 小規模施設の特に地域小規模児童養護施設の職員配置の見直しと労働条件協議を
- 提言7 「新たな社会的養育」のあり方の検討にあたっては、現場の意見を十分に踏まえること
- 提言8 20歳の年度末までの措置延長と生活環境の整備を
- 提言9 人材確保・育成・定着のための体制を整備すること

提言1 被虐待児加算の期間は3年に延長を

- 被虐待児童については、それまでの過酷な生活体験や心的外傷などから、対人関係を初め様々な課題を抱えており、職員はその子自身に対する直接的な支援はもとより、その子を取り巻く他の入所児童や学校の友人、その他周囲とのトラブル等の人間関係との調整・対応に、多くの時間を割くことを余儀なくされている。
- 本委員会調査によれば、過半数の施設が被虐待児童の入所1年後も対応で苦勞しており、96.4%が1年後もケアが困難であると回答している。

○また同調査では、被虐待児童の平均在籍年数は、3年未満までが31.8%、5年未満までが66.6%となっていることから、被虐待加算の期間は、概ね1/3をカバーするため少なくとも3年間を要望する。

〔参考:「小規模化に関する調査」(全養協)〕	
<input type="checkbox"/> 被虐待加算の1年間は妥当でない	(95.5%)
<input type="checkbox"/> 被虐待児童のケアに1年後も苦労し大変である	(96.4%)
<input type="checkbox"/> 1年経過後も「暴言暴力以外の対人関係」に苦労している	(51.4%)
<input type="checkbox"/> 1年経過後も「暴言暴力」に苦労している	(38.5%)
<input type="checkbox"/> 全退所児童に占める被虐待児童の割合が最も高い区分	(25～50%未満)
<input type="checkbox"/> 全退所児童に占める被虐待児童の割合が2番目に高い区分	(50～75%未満)
<input type="checkbox"/> 被虐待児童が家庭復帰するまでの在籍期間が2年～4年	(23.0%)
<input type="checkbox"/> 被虐待児童が家庭復帰するまでの在籍期間が4年～6年	(17.5%)

提言2 障害児加算の創設を

- 近年、情緒障害、知的障害、精神障害をもつ子どもたちの児童養護施設への入所が増加している。こうした子どもたちへの対応は、通院の付添いや投薬管理、様々なトラブルへの対応など、多くの時間とマンパワーを要するため、結果的に他児への支援に割くことのできる時間が限られてしまう状況にある。
- 本委員会調査では8割近い施設が、「児相から障害の疑いがあるとされている児童がいる」と回答している。中舎・小舎が増え、小規模化されたユニット・ホームも増えている中において、入所児童に占める障害児の割合が高まり、施設全体に大きな影響を及ぼしている。
- 自治体のなかには、こうした状況を理解し、独自に加算を設けて支援を手厚くしている所もあるが、本来は国が全国統一的に実施すべきものである。
- なお、子どもの最善の利益を図るという観点に立てば、本来国の政策も、社会的養護や障害児といった垣根を越え、子どもの視点で組み立てられるべきであり、障害児施設の子どもたちにも、社会的養護施設と同等の生活環境を保障するべきである。

〔参考:「小規模化に関する調査」(全養協)〕	
<input type="checkbox"/> 障害者手帳を交付された児童の割合が10%以上25%未満	(29.0%)
<input type="checkbox"/> 手帳は無いが児相から「障害の疑いあり」と言われた児童がいる	(78.3%)
<input type="checkbox"/> 上記「障害の疑いあり」の児童が施設に5～9人いる	(31.9%)
<input type="checkbox"/> 上記「障害の疑いあり」の児童が施設に3～4人いる	(21.9%)
<input type="checkbox"/> 障害児支援で最も困っていること[周囲とのトラブル]	(35.5%)
<input type="checkbox"/> 障害児支援で最も困っていること[職員の手が常に必要]	(35.0%)

提言3 暫定定員の開差を20%まで認めること。また、小規模化への助成拡充と制限の撤廃を

- 小規模化を進めるにあたり、大舎制施設を小舎制へ誘導し、小さい規模の生活を実際に体験することは有効である。しかし、小規模に向けて大舎を2つに分離する、或いは本体定員を減らす場合、暫定定員や施設整備資金で現場が躊躇してしまうことが少なくない。
- 暫定については、小規模化された施設では、暫定定員となる90%を割り易くなっている。また、地域支援・家族支援などのソーシャルワーク機能を強化すれば、引き取りの増加・ショートステイの増加等により在籍児童が減少し、暫定になりやすくなる。こうした矛盾に対応するためにも、暫定定員の開差は少なくとも20%まで認めるべきである。
- 現在、小規模グループケアの開設は、1本体施設につき6か所まで可能とされ、3か所以上を指定する場合には、ファミリーホームの開設等を含む施設の小型化及び地域分散化に関する計画を策定する必要がある。本委員会調査結果では、状況次第で小規模グループケアを計画したいとする施設が多いが、計画だけでは認めない自治体もあり、小規模化を抑制する一つの原因にもなっている。
- より一層の小規模化を図るためにも、施設整備に係る補助金の拡充に加え、小規模グループケアを3か所以上開設する際の条件を撤廃すべきである。

〔参考:「小規模化に関する調査」(全養協)〕	
<input type="checkbox"/> ユニットの計画がある(状況次第を含)	(49.3%)
<input type="checkbox"/> 小規模グループケアの計画がある(状況次第を含)	(54.7%)
<input type="checkbox"/> 分園型小規模グループケアの計画がある(状況次第を含)	(43.8%)
<input type="checkbox"/> 地域小規模児童養護施設の計画がある(状況次第を含)	(60.2%)
<input type="checkbox"/> 本体を2つに分ける計画がある	(4.9%)
<input type="checkbox"/> 本体定員を減らす計画がある	(58.3%)
〔参考:「平成27年度会員施設基礎調査」(全養協)〕	
<input type="checkbox"/> 小規模化の工夫[あり]	(小舎55.1%、中舎29.5%、大舎25.4%)

提言4 児家センの経費の措置費化を

- 児童養護施設に児家センを設置することで、関係機関との連携強化なども含め、虐待予防や子育て支援など、手厚い地域支援活動が展開できる。地域の潜在ニーズはまだ多くあり、児童虐待対応等により行政も手一杯の状態のなか、児童養護施設と児家センによる地域支援の効果は大きい。
- 国は、平成31年度までに340箇所の児家セン設置を目標としている。これは56%の施設に設置されないと達成できない数で、自治体の方針で設置できないとする116の施設(本委員会調査)に創設されたとしても、まだ100箇所足りないこととなる。
- 運営面での経費負担は大きく、現制度では専門性のある職員の確保や、経験に応じた給与体系の整備がままならない。財政基盤の確立は喫緊の課題である。
- 今後更なる設置を推進するためには、現行の補助金の仕組みではなく、しっかり措置費の対象として位置づけるとともに、運営費の拡大と職員の処遇改善などを図るべきである。

〔参考:「小規模化に関する調査」(全養協)〕	
<input type="checkbox"/> 児家センを設置している	(18.8%)
<input type="checkbox"/> 児家センの設置計画が無い	(58.7%)
<input type="checkbox"/> 児家センを設置しない・できない理由[人材確保]	(43.1%)
<input type="checkbox"/> 児家センを設置しない・できない理由[自治体の方針]	(34.0%)
<input type="checkbox"/> 児家センを設置しない・できない理由[土地・現建物の制限]	(31.1%)
<input type="checkbox"/> 児家センを設置したことで地域の児童福祉に貢献できる	(87.3%)
<input type="checkbox"/> 児家センを設置したことで関係機関との連携強化ができる	(79.7%)
<input type="checkbox"/> 法人や施設長の方針で児家センを設置した	(73.4%)
<input type="checkbox"/> 自治体の方針で児家センを設置した	(40.5%)
<input type="checkbox"/> 将来的に施設の地域支援に必要なと判断し児家センを設置した	(72.2%)
<input type="checkbox"/> 自治体からの設置依頼を受け児家センを設置した	(48.1%)
<input type="checkbox"/> 施設機能強化の求めに応える必要を感じ児家センを設置した	(43.0%)

提言5 一時保護・ショートステイの拡充・改善を

- ショートステイ・一時保護の利用日数が増加している。本来、通学等の学習保障や措置児童との完全分離がなされなければならないが、専用職員配置・専用棟や専用居室での対応が困難となっている。専用居室を本体に組み込んでいる所もあるが、ショートステイやトワイライトステイの実績数や年齢・性別等の問題により、十分な活用がなされていない。
- ショートステイ・トワイライトステイから一時保護に移行するケースもあり、ショート・トワイライトの支援を手厚くする必要がある。またショートステイ、トワイライトステイ事業と一体的な対応が可能となるような仕組みが必要である。
- 児童養護施設等における一時保護児童の受入態勢の整備が始められているが、本体で受ける一時保護委託費の単価と大きな差があるので改善を要望する。またショートステイ、トワイライトステイ事業の充実のため、専門職員・専用居室の確保、通学の保障や里親レスパイトを含め、総合的に実施できる環境整備のための制度の拡充がなされるべきである。

〔参考:「小規模化に関する調査」(全養協)〕	
<input type="checkbox"/> ショート/トワイライトステイ年間延べ利用日数100日以上の施設	(18.3%)
<input type="checkbox"/> ショート/トワイライトステイ年間延べ利用日数300日以上の施設	(5.9%)
<input type="checkbox"/> 一時保護の利用が年間延べ10人以上の施設	(26.4%)
<input type="checkbox"/> 一時保護の利用が年間延べ50日以上の施設	(53.6%)
<input type="checkbox"/> 一時保護の利用が年間延べ400日以上の施設	(10.7%)

提言6 小規模施設の特に地域小規模児童養護施設の職員配置の見直しと労働条件の協議を

- 家庭的養護推進計画により、多くの小規模ケアが実現する見込みであるが、地域小規模児童養護施設の職員配置は、依然として2.5人のままである。本体施設の職員配置基準が4:1となったが、本委員会調査で、本体からの支援を受け易くなったとの回答は必ずしも高くない。地域小規模児童養護施設の独立し安定した運営を保障するためにも、地域小規模児童養護施設の職員配置基準の速やかな改善を求める。
- 本委員会調査結果からも分かるように、断続勤務で小規模ケアを実施している施設も多く、小規模のあり方を含めて、小規模化された施設の適正な職員配置について検討しなければならない。
- 人材不足などから、施設が労働基準監督署の指摘を受けるケースも後を絶たない。安定した養育環境と安心して働き続けることができる労働条件の整備について、国は速やかに検討すべきである。

〔参考:「小規模化に関する調査」(全養協)〕	
<input type="checkbox"/> 全国的に小規模化が進んでいると感じる	(54.1%)
<input type="checkbox"/> H28.4.1現在の職員配置状況[4:1]	(64.5%)
<input type="checkbox"/> 4:1の職員配置を「不足」と感じている	(71.4%)

- | | |
|--|------------|
| <input type="checkbox"/> 1 ユニット・1 小規模に必要な職員数[4人] | (50%前後) |
| <input type="checkbox"/> 5.5:1 の時より本園の支援を受けやすくなった | (約 60～70%) |
| <input type="checkbox"/> 家庭的養護推進計画で本園のオールユニット化を計画する施設 | (延べ 215) |
| <input type="checkbox"/> 家庭的養護推進計画で分園型小規模グループケアを計画する施設 | (延べ 140) |
| <input type="checkbox"/> 家庭的養護推進計画で小規模グループケアを計画する施設 | (延べ 261) |
| <input type="checkbox"/> 家庭的養護推進計画で地域小規模児童養護施設を計画する施設 | (延べ 328) |

提言 7 「新たな社会的養育」のあり方の検討にあたっては、現場の意見を十分に踏まえること

- 平成23年に国が示した「社会的養護の課題と将来像」(以下、「課題と将来像」)にもとづき、都道府県推進計画、家庭的養護推進計画の両計画のもと、各施設では様々な困難のなか、小規模化に向けた取組みを進めてきた。
- 本会はこの間「課題と将来像」のもと、施設の小規模化の推進に取組みつつ、その過程で生じる現場の様々な課題を踏まえ、「課題と将来像」は常に改革・見直しされるべきであると訴えてきた。
- このたび国が「課題と将来像」の見直しを表明し、新たな社会的養育の在り方の検討を開始したのは望ましいことであるが、「課題と将来像」実現に向けて策定された推進計画であり、推進計画策定には多くの自治体や施設内で協議をしている現状から、その「課題と将来像」の見直しにあたっては現場との意思疎通を十分にはかり、よりよき制度の構築をめざすべきである。

[参考:「小規模化に関する調査」(全養協)]

- | | |
|---|---------|
| <input type="checkbox"/> 家庭的養護推進計画の策定に当り、事前に都道府県と協議した | (73.8%) |
| <input type="checkbox"/> 家庭的養護推進計画の策定に当り、施設内で職員と協議した | (74.8%) |

提言 8 20 歳の年度末までの措置延長と生活環境の整備を

- 本委員会調査によれば、約8割の施設で、高卒児の措置延長について協議がなされている。このことは、多くの施設において 18 歳以降の者に対する支援(措置)の必要性が生じていることを示している。
- 高卒後の進学において、住まいに関する問題は大きく、高卒児の生活環境が全施設に整備されれば、進学に係る地域の制限を大きく解消することができる。
- 高卒後も進学・就職等で支援が引き続き必要な児童に対して、生活環境の整備と措置費等による柔軟な対応が可能となるようにすべきである。とりわけ安定した支援の環境を保障すべく、20 才の誕生日の年度末までの措置延長を要望する。

[参考:「小規模化に関する調査」(全養協)]

- | | |
|--|---------|
| <input type="checkbox"/> 高卒児の措置延長について施設内で協議したことがある | (79.8%) |
| <input type="checkbox"/> 高卒者(それに準じる者)が措置されている | (36.0%) |
| <input type="checkbox"/> 高卒者(それに準ずる者)が生活する専用の建物がない | (77.5%) |
| <input type="checkbox"/> 高卒者の生活支援のため小規模施設が必要 | (81.7%) |
| <input type="checkbox"/> 条件を整えば高卒後の進学を積極的に勧めたい | (62.1%) |
| <input type="checkbox"/> 大学進学を希望する・勧めたい児童がいる | (69.5%) |
| <input type="checkbox"/> 高卒後進学した者がいる(H25～27) | (66.9%) |

提言 9 人材確保・育成・定着のための体制を整備すること

- 平成 27 年度より「課題と将来像」による 4:1 の配置基準が予算化され、施設における職員配置の財政的基盤は改善された。一方、本会調査によれば、職員増による充足感は必ずしも高くなく、新規採用された新人職員の教育の充実が求められる。
- 一方、国では実習指導職員の代替者雇用、実習生の就職に向けてのアルバイト雇用等の補助を予算化しているが、自治体の理解が乏しい等から有効に活用されておらず、国から自治体に対する働きかけが重要である。
- 小規模化推進の点からも、人材確保・育成・定着は喫緊の課題であり、新規採用職員が小規模化された現場で即戦力となり得るような、教育・研修体制の整備を図っていただきたい。

[参考:「小規模化に関する調査」(全養協)]

- | | |
|---|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> H28.4.1 現在の職員配置状況[4:1] | (64.5%) |
| <input type="checkbox"/> 4:1 の職員配置を「不足」と感じている | (71.4%) |
| <input type="checkbox"/> 職員確保は難しい | (85.7%) |
| <input type="checkbox"/> 常勤職員平均勤続年数[6～8年] | (20.7%) |
| <input type="checkbox"/> 産休・育休の取得実績がある(過去 5 年) | (51.4%) |
| <input type="checkbox"/> 一人当たり平均有休取得率 | (10～25%⇒24.8%、25～50%⇒27.6%) |

まとめに変えて

1. すべての子どもが日本の子どもとして大切に守られるために、子ども、子育て施策・社会的養護施策、障害児施策の垣根を越えて、妊娠期から子育て期までの相談連携と子ども家庭福祉の推進を図るべきです。「課題と将来像」に障害児分野を結合する必要があります。
2. 「課題と将来像」の主要な部分が平成27年度から動き出したことにより、40年近く取り残されてきた「児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設、養育里親等の社会的養護」はやっと動き出しました。職員配置増や生活単位の小規模化、切れ目のない自立支援、四年制大学への進学保障、等、子どもの権利、最善の利益を確保する社会的養護の歩みがやっとスタートしたと言わねばなりません。
3. 子どもの貧困や児童虐待・DV等「負の世代間連鎖」を断ち切るためにも、社会的養護施設等は、あずかって育てるばかりでなく、地域の子育て・家庭支援の拠点として、一時保護やショートステイ・トワイライトステイ、家庭訪問事業、里親支援など慈善事業の時代から培ってきたソーシャルワーク機能を十分発揮する体制を作るべきです。児童相談所は措置権を強化しながら、市区町村の要保護児童対策地域協議会(要対協)の活性化等を図り、民間社会事業との協働体制を作るべきです。
4. 少子化とコミュニケーション障害の増加等による児童虐待の増加、引きこもり・不登校の増加、いじめ・親に受け止めてもらえない浮遊する子どもたちの悲劇など、今、日本が抱える養育危機に対応するためにも、「一般家庭」の範となるような養育モデルを私たち社会的養護関係者は作りあげていく必要があります。子育てに困った親が自ら頼り、預けたくなるような「優れた養育を实践する施設等」を創りあげない限り、日本の養育危機は克服できないと言わねばならないのです。通告されるまでに自分で相談する気になる体制を作るべきです。全養協70回記念大会のテーマを「児童養護施設の質的強化と地域展開が日本の子どもの養育危機を救う ～すべての子どもと歩む未来へ～」とした所以です。
5. 子育てに困った親が頼り預けたくなるような「優れた養育を实践する施設等」は、胎児期、新生児期、学童期、思春期、青年期等の各発達段階において、愛着形成から自我形成、自立に至る個別養育の質を問うものでなければなりません。養育者の孤立を防ぐためにも、市区町村と民間社会事業を結んだ地域のネットワーク構築が必要です。日本型社会的養護構築に向けて現場＝実践の場における質の高いソーシャルワーカー育成が求められます。それは子どもに寄り添い続ける実践の坩堝の中からしか生まれません。

■ シンポジスト紹介

光真坊 浩史（こうしんぼう ひろし）

江東区子ども発達センター 園長

経歴

平成 4 年 筑波大学大学院修士課程教育研究科卒

同 年 福井県庁に心理職として入職（児童相談所等に勤務）

平成 22 年 厚生労働省障害児支援専門官（H24 児童福祉法改正に関わる）

平成 24 年 福井県に復職（福井県総合福祉相談所判定課長）

平成 27 年 現職（江東区こども発達センター園長）

（福井大学非常勤講師、日本知的障害者福祉協会政策委員会専門委員、

全国児童発達支援協議会理事、江東区自立支援協議会児童部会長等）

障害児関係からの報告と提言

江東区こども発達センター 光真坊 浩史

1 現行の障害児支援制度

(1) 現行制度に至る平成24年改正児童福祉法による抜本改革の目的

- ・「障害児」は「小さな障害者」ではなく「子ども」として育成
- ・インクルーシブ社会の実現を念頭に置いた制度再編

(2) 制度改正の概要

① 障害種別によるサービス体系の見直し（障害種別の撤廃）

- ・すべての障害の子どもが地域で受け入れられるように

② 「障害児」の定義の変更

- ・「身体の障害」「知的障害」に加え、発達障害を含む「精神の障害」及び「難病」の追加
- ・障害者手帳や医学的診断不要の定義に（気になる子も含む）⇒ 支援優先の原則

③ 実施主体を市町村へ移行

- ・母子保健、子ども子育て施策、子ども家庭福祉、障害福祉サービス、義務教育等と同様に

④ 契約制度への完全移行

- ・保護者のニーズに基づく利用へ：施設入所支援にも契約制度を適用

措置ではない保護者のSOSに対応できる（メリット）

⑤ 学齢期に対する福祉的支援の創設

- ・放課後等デイサービスによる学齢期特有の発達課題への対応（第3の居場所として）
途切れがちだった学齢児への福祉的支援がつながる（相談支援によるマネジメントも）

⑥ 一般施策への専門支援（後方支援）

- ・保育所等訪問支援による保育所や学校など通常の生活場面での直接・間接支援

⑦ 相談支援の創設

- ・多様なニーズに対応するための利用計画の作成：縦と横の連携、地域づくり

⑧ 家族支援の強化と児童発達支援センターへの地域支援の機能付加

- ・発達支援は、「本人支援」（狭義の発達支援）「家族支援」「地域支援」を一体に行うこと
- ・家族に対する相談援助の強化（心理的カウンセリング、ペアトレなどを実施した際の加算）
- ・児童発達支援センターへの地域支援機能（相談支援、保育所等訪問支援、療育支援事業等）の付与

(3) 障害児支援の位置付け

① 児童の権利に関する条約に準拠した支援を行う

- ・最善の利益を保障、権利行使の主体として意見表明や社会への参加等を促進

② インクルージョンを推進するための「後方支援」としての専門的役割を担う

(4) 今後予定されている改正児童福祉法の概要 (H30.4 施行分を含む)

① 制度の谷間にいた医療的ケア児への支援の強化

- ・外出できない重度障害児 (NICU 後など) への居宅訪問型児童発達支援事業の創設
- ・重症心身障害ではない子どもを含む医療的ケア児の地域連携体制の構築

② 関連分野への後方支援の強化

- ・社会的養護施設で暮らす障害のある子どもたち及びその職員に対する専門的支援

③ 障害児福祉計画の作成義務化

- ・地域の障害児支援機関の整備 (他施策との繋がりを持って)

2 障害児支援の現状と課題

(1) 障害のある子どもの増加

- ・中軽度の知的障害児の増加 (厚労省)
- ・特別支援教育の対象児、通常学級における発達障害の可能性のある児童の増加 (文科省)

(2) サービスを利用する児童の増加

- ・支援を必要としていた子ども家庭へのサービス浸透
- ・一方で、サービスの過剰利用による保護者のパワーレス化 (必要性の精査が必要)
- ・ハードルの低い参入要件であるが故のサービスの質の低下
- ・被虐待児童の中に相当数の障害のある子どもが含まれている (社会的養護施設における障害等のある児童数、障害児入所施設における被虐待児等措置児童の増加)

(3) 一般子ども施策での障害児の受け入れの増加

- ・保育所や放課後児童クラブにおける障害児の受け入れが促進 (一般施策での受入・対応)
- ・保育所等訪問支援事業の普及 (他の類似事業との差別化、地域差)

(4) 子ども子育て支援制度 (社会的養護を含む) との分離

- ・障害児支援が充実することが一般施策との分離を促進しているとの指摘もある
- ・協議会子ども部会等での他機関連携は深まっているが、一般施策の検討の場には障害児関係者は参画できていない。(国レベルでもそう)
- ・児童相談所が障害児入所施設入所後の家族再構築や退所後のソーシャルワークなどの機能を十分に果たしているとは言い難い。都道府県が入所決定 (措置を含む) を行っていることもあり、市町村や相談支援専門員が入所前・中に関わる仕組みになっていない。

3 インクルージョン推進の取り組み

(1) 地域資源としての役割

① 保護者・家庭のケアの場として (麦の子の実践)

- ・障害児支援は、保護者支援から始まると言っても過言ではない。「子ども支援 (狭義の発達支援)」に加え「家族支援」「地域支援」を障害児支援の3つの柱としており、これらが分離されることなく提供されることが重要である。
- ・障害児支援が他施策と比べ特化している機能は、保護者に直接的にもしくは親子一体で支援する枠組みを持っていることである。保護者に対する支援の重要性は、平成20年の「障害児支援の見直しに関する検討会」報告書及び平成26年の「今後の障害児支援の在り方に

関する検討会」報告書において明記され、平成 27 年度報酬改正で相談支援加算という形で補強されている。

- ・具体的には、保護者が障害のある子どもとともに歩むこと（障害受容過程を含む）への寄り添い支援、保護者自身が抱える課題（被虐待体験や DV、障害や疾患など）への丁寧な関わりを行う。麦の子会では保護者の自助グループをサポートし、保護者のケアに当たっている。また、夜間や休日に家庭内で危機的状态に陥った際には、駆けつけ対応するサポート体制の構築、レスパイトを目的としたショートステイ、さらには保護者自身が輝ける自律支援（就労等を通じたアンデンティティ確立支援）などを総合的に提供している。それらのことが、虐待リスクの高い家庭への虐待等不適切養育の未然防止にも繋がっている。

② 地域の子育て・子育ての基幹施設としての取組み（奥中山学園の実践）

- ・障害の有無に関わらず、子育て・子育てとして専門的に関わり、子どもの発達を保障し、親が安心して子育てが出来るような地域・社会づくりを、また、誰もが分け隔てなく繋がるような社会づくりを目指している。

i) 子育て・子育ての場「るんだ・るんだ」の開設

- ・子どもも大人も繋がり、睦みながら、子どもが育ち、子育てが行われるようにという願いのもと、遊びと集いの場「るんだ・るんだ」を開設（地元の小学生が命名）。子どもにとってのダイナミックに遊べる所、好奇心が掻き立つ所、想像力が沸き立つ所、信頼感が育まれる場所を願い、とにかく子どもが来て育ちを育む場を作ること、そして子育て真最中の親の方たちにとっても、気軽に集えるような場となることを願っている。

ii) すこやか教室の開催（町委託事業）

- ・「るんだ・るんだ」の活動が広まり、町からの委託を受け地元の赤ちゃんとお母さんの教室（すこやか教室）を企画・開催している。町の交流館や「るんだ・るんだ」などで活動し、遊び、食などを通じて育みの手伝いをしている。

iii) 各種健診・検診・検討委員会への参加

- ・町の 3.6 健診、5 歳児健診に職員が参加。また、母子関係で悩んでいる親子や障害のある子の通う、町が主催する「めだか教室」（月 1 回）にも参加している。保健師と学園の職員で保育所・幼稚園を回り、対象児の相談、療育の道筋を作っている。

iv) あそび祭り

- ・施設のお祭りではなく、子どもの遊びの祭りである。地元子ども達、圏域の療育に関わっている子ども達がこのお祭りを楽しみにしており、300 名以上の人が訪れる。子どもも親も職員も初めてのことにチャレンジし、仲間と共にやり遂げる体験を積むことが出来るような場を提供している。今年度から中学生のワークショップを行っている。数回中学校に職員が出向き、「子どもを育てるあそび」というテーマで教え、考えてもらい中学生が自分たちの企画を持ち込んであそび祭りに参加した。

v) 子育て自助グループとの連携

- ・地元の子育ての自助グループが月 1～2 回程度集まり活動をしている。

vi) 地元保育所との繋がり

- ・るんだ・るんだ祭りでは、摺糠児童館、奥中山保育所がステージで参加する。節分時に鬼として保育所を訪問。読み聞かせ、遊び歌等で月 1～2 回保育所を訪問する等、伝統、

文化の側面で奥中山学園が子育ての一端を担っている。

vii) 中高生キャンプ

- ・高学年になり違いを感じ始める中で、生活で繋がり、一緒に遊ぶこと、やり遂げる事で認め合う機会になる。

(2) 子どもにとって必要なケアの提供

① 障害児の社会的養護における家庭的養育の必要性

- ・障害児入所施設は、社会的養護施設と一線を画してきたため、社会的養護において重要とされている家庭的養育(家庭養育を含む)については何の手当てもされないままで経過してきた。しかし、虐待などの不適切養育、家庭内不適応、家庭や保護者の事情で措置されてくる子どもが増加していることに加え、障害があっても成長・発達の基盤である愛着形成が重要であることの認識が深まり、平成24年の制度改革及び報酬改正に合わせ、障害児入所施設においても「小規模グループケア」が位置付けられた。障害があっても家庭的な養育を受ける権利を保障していくことは義務であり、現在、施設建て替えの時期に合わせ小規模ユニットケアに移行する施設も増えてきている。

② 里親やファミリーホームにおける養育

- ・麦の子会では、職員が里親になり障害のある子どもを受け入れ、また、主に障害のある子どもたちを養育する法人型のファミリーホームも開設している。家庭で、そして地域の中で子どもたちを育てる実践が行われている。

(3) 障害児支援からの子ども一般施策への参画

- ・奥中山学園の子ども子育て事業の地域展開は、障害児支援機関がその専門性を活かして一般施策の枠組みに参画した例である。全国的には、地域子育て支援拠点事業を市町村から受託したり、認定こども園の認可を受け児童発達支援センターと一体的に運営する試みも始まっている。
- ・麦の子の里親やファミリーホームの実践は、障害児施策として障害児里親や障害児ファミリーホームを創設するのではなく、既存施策(社会的養護施策)の枠組みの中で対応が可能であることを示している。

(4) 地域における他機関、他施策との連携(江東区・江東区こども発達センターの取組み)

① インクルージョン時代の児童発達支援センターの在り方

i) 時期や状態に合わせた柔軟な通所形態

- ・当センターの児童発達支援事業は、低年齢親子通園、毎日通園、指定日通園の3形態をとっている。1日定員44名に174名が契約し、多くの子どもは保育所や幼稚園等との並行通園児である。なるべく地域の子ども子育て施設での暮らし、障害のない子どもたちとの育ち合いを保障しながら、当センターでは保育所等では未学習・誤学習になりやすい部分に対して特性に応じた支援を行っている。一方、毎日通園で他園に所属していない子どもには、区立保育所と交流保育(月1回約半年継続)を実施している。

ii) 保育所等訪問支援の強化

- ・当センターは並行通園児が多く、また、年度終了時には子ども子育て機関や学校への移行が行われる。そのため、保育所等訪問支援を積極的に行い、並行通園先や移行先での適応促進、受け入れ先の機関へのサポートを充実させている。なお、保育所等訪問支援

の対象児は当センター通園児及び卒園児に限定せず依頼があれば対応している。

- ・現在、当事業専任の児童発達支援管理責任者を含め5名体制（兼務、非常勤を含む）で、契約者数は150名を超え、10月実績で延54件の派遣を行っている。なお、当センターでは、年6回（概ね3～6か月）をワンクールとして提供している。

iii) 相談支援（計画相談）及び区相談事業の実施

- ・障害児相談支援及び特定相談支援を専任相談支援専門員2名体制で実施している。
- ・区相談事業は、入り口の発達相談（インテークは相談支援専門員が担当、心理・ST・OT・PTでアセスメント）及び専門的支援として発達相談部とリハビリ部で月1回のフォローアップ事業を実施している。

② 保健相談所（市町村保健センター）との情報共有

- ・当センターには、乳幼児健診後の対応として保健相談所から紹介されて来所される子どもも少なくない。しかし、専門支援や見極めが必要であるにもかかわらず、保護者へ紹介しても来園に繋がっていない子どももいたため、昨年度から保健相談所と来所の有無、支援状況に関する情報共有を行い、来所していない家庭への再連絡などに繋げるなど支援のネットから漏れないよう体制を構築する試みを行っている。

③ 自立支援協議会児童部会の活性化

i) 児童部会メンバー構成

- ・児童部会のメンバーは23名で、区役所内の関係部署から11名の担当者が、その他は福祉サービス提供者、子ども家庭センター、特別支援学校 Co、医療 MSW の12名で構成。役所職員と関係機関が対等に、また総合的な議論ができるよう配慮されている。

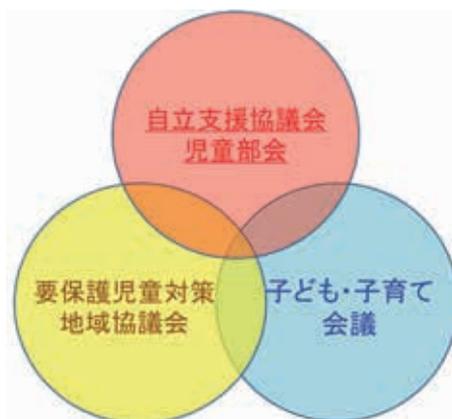
ii) 児童部会ワーキンググループの開催

- ・現在、江東区自立支援協議会児童部会では、3つのワーキンググループを開催している。事例を通して地域課題の抽出を行うとともに、分野別に以下の検討を行っている。「乳幼児ワーキング」では、発達の気になる子どもの支援について、障害の切り口ではなく子育て支援の枠組みで情報提供される子育てハンドブックの改訂へのかかわるとともに、関係機関同士の円滑な連携を図るための、基本情報シート（何をできるかや窓口の担当者等を記載）を共有化している。「学齢期ワーキング」では、放課後学童クラブへの送迎の問題や障害児受け入れに際しての専門支援、虐待や外国籍など多様化する家庭への対応について検討している、「医療ワーキング」では、医療的ケア児の実態把握のための調査を行うとともに、コーディネータ研修の協力や予算化要望、居宅訪問型保育事業の必要性等を検討している。障害児サービスに特化することなく、広く子ども・子育ての観点からの検討を行っている。



④ 子ども・子育て会議、要対協への参画

- ・インクルージョンを進めるうえで、自立支援協議会児童部会だけでなく、子ども子・育て会議や要保護児童対策地域協議会における発言も重要である。児童部会で検討されている内容をそれらの会議や協議会で報告し、共有化を図り、要望すべき部分は伝えるようにしている。



⑤ 子育てイベントへの参加・協力

- ・本年 11 月 27 日（日）に「もっと子育て情報を子育て



当事者に」をコンセプトとした子育てパパママによる実行委員会形式の子育てイベント「こうとう子育てメッセ 2016」が開催された。「育児情報弱者への支援」「児童虐待防止」「育児不安の解消」「社会全体の子育てに対する関わり方への発信」等をねらいとしており、それらは我々の思いとも重なるところであり、当センターもブースを設けさせてもらった。当センターの紹介のほか、教材教具の紹介や簡単な相談にも応じた。また、実行委員会（地域福祉部門）と保健相談所とのコラボ企画で、「虹色の子育て～私の赤ちゃんの成長段階を考える～」をテーマに、子どもの発達にまつわる子育ての悩みに専門職が回答するという内容のステージ発表を行った。

4 障害児支援として取り組むべきこと

(1) インクルージョンの推進、後方支援としての役割の遂行

- ・障害児支援は一般施策から見えにくく、声をあげないと気づいてもらえないことも多い。関係機関にしっかりと伝えていくことがまずは必要である。
- ・その際、障害児支援が一般施策と分離されたものではなく、つながりを持ちながら、またその専門性を活かしながら地域資源として存在していることをしっかりと地域に認識してもらうことが重要である。
- ・障害児支援機関は、その役割を認識し、積極的に一般施策に参画していく姿勢が大切である。

■ シンポジスト紹介

藤井 康弘 (ふじい やすひろ)

前 厚生労働省社会・援護局紹介保健福祉部長

経歴

昭和 35 年 10 月 6 日生 (56 歳)、大阪府出身

昭和 58 年 4 月 厚生省入省

保険局、旧自治省出向、旧老人保健福祉部、旧薬務局、岡山県庁、
ジェトロニューヨークセンター、環境省等を経て、

平成 18 年 9 月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

20 年 7 月 同 障害保健福祉部障害福祉課長

21 年 7 月 同 企画課長

その後、大臣官房国際課長、大臣官房審議官 (年金担当) を経て、

平成 26 年 7 月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

28 年 6 月 厚生労働省退官

一方で、平成 19 年 4 月 東京都に里親登録。

これまで短期・長期等で 10 人あまりの子どもたちとともに生活。現在二人の子どもを受託中。

社会的養護の現状（施設数、里親数、児童数等）

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万6千人。

里親	家庭における養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
		6,949世帯	3,644世帯	4,731人		ホーム数	257か所
区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	7,893世帯	2,905世帯	3,599人		委託児童数	1,172人
	専門里親	676世帯	174世帯	206人			
	養子縁組里親	3,072世帯	222世帯	224人			
	親族里親	485世帯	471世帯	702人			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	134か所	602か所	43か所	58か所	243か所	123か所
定員	3,665人	33,017人	1,962人	3,753人	4,869世帯	826人
現員	2,939人	27,828人	1,358人	1,397人	3,465世帯 児童5,766人	486人
職員総数	4,539人	10,672人	995人	1,768人	2,037人	519人

小規模グループケア	1,218か所
地域小規模児童養護施設	320か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成27年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成26年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成15年の8.1%から、平成27年3月末には16.5%に上昇
- 少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成31年度までに22%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数(人)	割合(%)	入所児童数(人)	割合(%)	委託児童数(人)	割合(%)	児童数(人)	割合(%)
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,785	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,996	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,485	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100

※1「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5～6人の児童を養育)を含む。ファミリーホームは、平成26年度末で257か所、委託児童1,172人。多くは里親、里親委託児童からの移行。
 ※2平成22年度は福島県分を加えた数値。

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

里親等委託率

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発症予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施設が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支度等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

東京都の里親から見た連携対象

- 児童相談所、都庁の担当部署
- 里親支援機関
- 東京養育家庭の会及び各支部（里親間のピアサポート）
- 乳児院、児童養護施設、児童発達支援センター等障害児関連事業者
- 幼稚園、保育所、学校
- 養育支援を提供していただける各種団体
- 小児科等地域の医療機関
- 親族、隣近所の皆さん
- 子ども家庭支援センター、市町村の子育て担当部署

<司会：北川聡子>

厚生労働省雇用均等法児童家庭局の厚生労働省で初めて社会的養護の審議官の職ができて、その初代の審議官となって改革に取り組んでいる山本審議官さんがいらしているということで、今までの議論や柏女先生のお話をきいて意見ををお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

<山本麻里審議官>

厚生労働省の雇用均等・児童家庭局の審議官をしております山本と申します。

今日は柏女先生の渾身のレポートと、それぞれの現場のパネリストの皆様のお話をお聞きできまして大変参考になりました。

私は役所で仕事をしておりまして、自治体などの経験もあるのですが、本省での子ども家庭分野の経験と自治体との経験を合わせて考えて参りますと、丁度お話にもありましたように、保育とか一般子育て支援、社会的養護、母子保健、障がい児支援、これらが本当に縦割りで分断しているなどひしひし感じながら、仕事をしてまいりました。

しかしながら、例えば子ども虐待ひとつをとってみても、これは全部関係しているわけでありまして、虐待問題が重症化して初めて支援に繋がっていくということでは決してないわけです。母子保健だとか、あるいは、敷居の低い子育て支援の場で端緒が見つかるわけですし、最近ですとハイリスク妊婦への支援に力を入れていこうということに進めておりますので、そうした面からも、もっと前の段階の施策ときわめて関係が深いということがございます。その後、虐待対応ということで、ハイリスクの場合ですと、いわゆる強い介入をしていかなければいけないこともあるわけで、このときには職権による保護が必要になりますし、また職権保護しつつも、虐待をした親の回復支援にどこまで入っていけるかという、長いスパンで色々な行政手法や支援手法を使って解決していかなければいけない問題だなと感じております。そこで、柏女先生のお話で支援と介入機能というお話をされたかと思うのですが、この二つの機能は、子ども家庭支援では両方必要であると思っております。これを同じところがやるのか、別のところがやった方がいいのか、いろんな考え方があるかと思いますが、介入機能は職権保護ということになりますし、子ども虐待現場で苦勞している現場の状況を見ていきますと、少し離れた所の人が入っていくという方が上手く回るというケースもございます。しかしながら、この2つの機能というものは、局面によってどちらのボタンを押すかということなのですね。局面が変われば、また別のボタンをおさなければならない。つまり連続的でなければならないということなので、仮に、行使される方が別だとしても、同じ情報を共有して、同じ支援方針の下に、共通の理念の下に、この二つの局面を動かしていく。そういうところが必要となってくるだろうと思っております。

改正児童福祉法が先の通常国会で成立いたしましたして、今は本格施行にむけた準備を進めておりますが、都道府県と市町村の二元体制ということが言われている中で、これからますます重要になるのは市町村の役割ということではないかと思っております。そこで、先程から何度も出ております、市町村の子ども家庭支援拠点の整備については、現在4月の施行にむけて、その指針を検討会などで検討しているところでございますが、この支援拠点をすることによって、新たな縦

割りが生じることは絶対にないようにしようという考え方のもとに検討しております。つまり、子ども家庭分野というのは、冒頭で話しましたように、ハイリスク妊婦への支援から始まってずっと先のハイリスクの家庭への介入というところまで、いろんなバラエティにとんだ手法があるわけなのですけれども、それらを全部鳥瞰してみたいけるような、広く網をかけ、それを支援拠点と名づけていきたいと思っております。すでに、機能の一部については他の機関が担っていただいているところもありますので、そのときは一体的な運営をしたり、あるいは法人格が別だという時は一体というわけにもいきませんので、緊密な連携の下に、同じ情報を共有してやって頂くにはどうしたら良いかなど、ガイドラインを検討しているところでございます。

先程も出ました要対協（要保護児童対策地域協議会）になかなか障がい分野の人は入っていけないとのことでしたが、この仕組みは道具なんですね。つまり、支援を行うためにはさまざまな人が関わりますけれども、いわゆる守秘義務をもっている専門職だけではなくて、多くの近所のおじちゃん・おばちゃんも含めていろんな方が関わってひとつの家庭を支援していく上で、守秘義務の問題をクリアできる仕掛けを考えようということで生み出したのが、要対協ということになります。「要保護児童対策」と名乗っているのですけれども、要支援のケースでも使っているわけでありまして、つまりこの仕掛けは、虐待を受けた子どものためだけにあるのではなくて、広く子ども家庭のための共通基盤制度として存在しているという風に考えていただければいいわけです。そういう意味では、なんで入れないんだろうと首をかしげているところで、ここはよく周知もしていきたいと思っております。

また、みんなが連携して支援方策を検討してもまとまらないことが多いと最後に藤井さんがおっしゃいましたように、誰かがしっかりコーディネートしないと何も解決に繋がらないというのは、おっしゃるとおりでございます。したがって、これから作ろうとしている市町村の支援拠点は、要対協の調整機関の役割をできるだけ担うということを知りていくと同時に、この調整機関にはきちんとしたコーディネートが出来る専門職を必ず置いて頂くということにし、専門職には研修を義務付けることとしております。研修の到達目標やどのような研修をやっていただいたらいいかを合わせて検討し、おおかたの素案が出来上がったところでございます。一方、専門職だけで解決できるというものではありませんので、地域の多くの関係者を巻き込んでいく必要があるかと思っております。そういう意味では、こういう方々を巻き込んでいくためのコミュニティソーシャルワークの力っていうのでしょうか、そういうところをもっと進めていきたいと思っております。

最後になりますが、今日は、子どもの支援について横断的な対応をどうしていくかということで、子ども家庭分野を中心にお話が進んだと思われましても、子どもがいる家庭は決して子どもだけの問題ではなくて、その家族の問題が必ずあります。例えば、親の介護の問題や、親子関係の問題があります。福祉は縦割りで進んで参りましたがけれども、家族全体が抱える課題を見ていくという事を考えていくと、他の高齢者とか障がい者とかあるいはそれ以外の支援機関ときちんと繋がって行って、地域課題を解決していくということが極めて重要です。塩崎大臣が『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現』を提唱し、私どもは発破をかけられてその仕組みづくりを

行なっております。これは長いスパンをかけて完成していくものと思っておりますが、まずは、2月7日に地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部改正法案が閣議決定されました。その中で社会福祉法などを改正して、対象をまたいだ横断的な取り組みを進めていこうと踏み出したところです。

今日はどうもありがとうございました。

<司会：北川聡子>

ありがとうございました。

子どもの分野でも、市町村の子ども家庭福祉の拠点などが今後作られるということで、ここで話し合った中身などが、本当にそこに生かされるように、また、私達も働きかけていければと思います。

<司会：北川聡子>

障害福祉の障がい児の室長さんもいらっしゃっていますので、お話を聞かせていただければと思います。高鹿室長さんお願い致します。

<高鹿秀明室長>

今、ご紹介いただきました、障害福祉課障がい児・発達障がい者支援室長の高鹿と申します。本日の基調講演とシンポジストの皆様幅広くかつ深いお話をお伺いしまして、私がこれから仕事を進めていく中で、非常に有意義な示唆というか助言というか叱咤激励を頂いたとっております。そういう意味で、特に私の方から付け加えるということもないのですが、最近の障がい児支援施策の動き、流れをご紹介させていただければと思います。

障がい児支援につきましては、昨年法改正が行なわれまして、都道府県、市町村は障がい児福祉計画というものを策定すべし、ということが法律上で規定されたということになっています。

この障がい児福祉計画は、障害福祉計画と一体的に策定されるということにして、平成30年度からのスタートに向け、来年度（平成29年度）には各都道府県、市町村で計画を作るための議論が行なわれていくという流れになっております。その前段として、参考とするための国の基本指針を、今年度内に公表する事になっております。基本指針の中では、まさにインクルージョンという観点から、例えば計画の成果目標のひとつとしまして、保育所等訪問支援、保育所等に障がいの専門家が伺って障がい児の受け入れを進めていただくというサービスが、まだまだ全国的にはカバーされていないということがありますので、全国的にカバーするように各自治体に考えていただく、という成果目標を定めております。

また、計画自体は、障がい児支援の充実をはかっていく計画ではあるのですが、その枠を越えた取り組みも記載しておりまして、具体的には、障がい児の子ども子育て支援施策へのニーズをきちんと各自治体に把握していただいて、それを子ども子育て支援施策の中に反映していただく、というような記載も盛り込んでいるところでございます。これは、当然所管している雇用均等・児童家庭局あるいは内閣府のご了解を頂いて、各自治体にアンケート調査や実態把握のための調査をしていただくということをお願いする内容も含んでおります。来年度、こういう計画がお住まいの都道府県、市町村、または事業所がある都道府県、市町村で議論が進むと思いますので、皆様方におかれましてはその辺を watch していただければと思います。もちろん、国レベルでも引き続き障害保健福祉部としましては、雇用均等・児童家庭局ですとか内閣府、さらには文部科学省と連携を進めながら、施策の充実を図ってまいりたいと思います。その際には、これまでのお話にもありましたように、包括的な支援ですとか、合わせて質の確保、専門性の向上という事の両方をにらみながら、支援の充実化を図っていきたいと思います。

こうした一環で、これからの研究会で作られる提言も楽しみに待っておりますので、それをふまえて仕事を進めさせていただきたいと考えております。